明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務四二九）　一
○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（同四三〇）　四
○別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件（同四三一）
○構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同四三二）

告示

○総務省告示第四百二十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十八年十二月八日

総務大臣　山本　早苗